

さいたま市食品衛生推進員設置要綱（案）

第1条 目的

この要綱は、食品等事業者における食品衛生の向上に関する自主的な活動を促進し、市民の食の安全確保に寄与するために、食品衛生法（以下「法」という。）第61条第2項の規定に基づき、さいたま市食品衛生推進員（以下「推進員」という。）を設置し、その円滑な運用に必要な事項を定めるものとする。

第2条 定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「推進員」とは、食品等事業者の自主管理及び市が行う食の安全推進事業に協力する民間の協力者で、市長から委嘱された者をいう。
- (2) 「食品等事業者」とは、法第3条第1項に規定する食品等事業者をいう。

第3条 推進員の活動内容

推進員は、次の食品衛生に関する自主的な活動を行うものとする。

- (1) 食品等事業者等への支援
 - ア 食品等事業者への巡回活動
食品等事業者に対して、施設・設備・食品等の衛生管理に係る相談受付、自主検査や検便の励行、食品衛生責任者実務講習会の受講促進など、食品衛生に係る助言を行う。
 - イ 従事者への衛生教育の支援
食品等事業者が実施する従事者衛生教育等への支援を行う。
 - ウ 消費者への食品衛生知識の普及啓発活動
地域のまつり等の出店者、自治会・商店街の集会等の参加者その他消費者に対して、パンフレット配布や講話等を通じて食品衛生知識の普及啓発活動を行う。
 - エ 食品衛生指導員への助言
一般社団法人さいたま市食品衛生協会（以下「市食協」という。）会長が委嘱する食品衛生指導員（以下「指導員」という。）からの相談に対する助言を行う。
 - オ 地域の食品関係団体との連携及び事業への協力
地域の食品関係団体（市食協、組合等）との連携及び事業への協力を行う。
- (2) 市の事業への協力
 - ア 市が実施する次に例示する食品衛生に関する普及啓発事業等への協力
 - (ア) 市が主催する食品衛生に関する催しに対する協力
 - (イ) パンフレット、ポスター等の配布
 - (ウ) 講習会講師
 - イ 地域の食品衛生に関する情報収集、必要な場合の市への情報提供

第4条 推進員の活動区域

推進員の活動区域は、市内とする。

第5条 推進員の推薦

推進員の候補者の推薦は、保健部長が行うものとする。

- 2 推進員の候補者は、社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と識見を有する者で、次のいずれかに該当する者でなければならない。
 - (1) 指導員として活動し、食品衛生の向上に関する自主的な活動に協力的であり、かつ、地域の食品衛生活動に積極的に取り組んでいる者
 - (2) 食品衛生監視員の職にあった者その他食品等事業者及び指導員に対して、食品衛生に関する助言を行うことができる知識を有する者
- 3 保健部長は、市食協会長又は保健所長に対し、推進員の候補者の推薦を依頼することができるものとする。
- 4 市食協会長又は保健所長は、前項の規定に基づく推薦の依頼を受けたときは、様式第1号による推薦書に、様式第2号による推薦調書及び様式第3号による被推薦者の履歴書を添えて、保健部長に推薦するものとする。

5 候補者推薦に当たっての留意点

以下に該当する者は、推進員の候補者として推薦できない。

- (1) 法第52条第2項第1号又は第2号に規定する欠格条項に該当する者
- (2) 第8条に規定する責務を特別な理由なく果たさなかった者
- (3) 社会的信用失墜行為があつて2年を経過しない者

第6条 推進員の候補者の審査等

保健部長は、前条第4項の規定により推薦を受けた推進員の候補者その他保健部長が適当と認めた候補者について、審査を行い、推進員としての適格性を有すると認められるときは、推進員として委嘱の内定をするものとする。

- 2 保健部長は、推進員の委嘱が内定した候補者に対し、様式第4号による推進員の委嘱が内定した旨の通知を行うものとする。

第7条 委嘱及び食品衛生推進員の証の交付

市長は、推進員の委嘱が内定した候補者に対して様式第5号による承諾書の提出を求め、承諾書の提出があつた場合に様式第6号による委嘱状を交付し、推進員を委嘱するものとする。

- 2 市長は、委嘱した推進員に様式第7号による食品衛生推進員の証を交付するものとする。

第8条 責務

推進員は、第12条の規定に基づく市が主催する推進員会議に出席し、その活動に必要な知識、技術等の習得に努めなければならない。

- 2 推進員は、第3条に規定した活動を遂行する上で知り得た個人の秘密や営業上の情報を他に漏らしてはならない。また、推進員でなくなったときも同様とする。

第9条 任期

推進員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。

- 2 市長は、推進員の任期中に当該推進員を解嘱した場合その他推進員の追加が必要な場合には、新たな推進員を委嘱することができる。
- 3 前項に規定する新たな推進員の任期は、2年を越えない範囲で保健部長が決定する。

第10条 解嘱

市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認められるとき、推進員から解嘱の申出があつたとき、又は市長が必要と認めたときは、任期中であっても、推進員の委嘱を解くことができる。

- (1) 推進員が第5条第2項の規定に該当しなくなったとき
 - (2) 推進員が第5条第5項の規定に該当するとき
 - (3) 推進員として信用を失墜させる行為があつたとき
 - (4) 疾病等の特別な理由がなく推進員の活動を行わなかったとき。
 - (5) 身体的理由等により、推進員活動を続けることが困難、又はできなくなったとき
 - (6) その他、推進員としての必要な適格性を欠くとき
- 2 解嘱に係る事務は次のとおりとする。
 - (1) 推進員による解嘱の申出は、様式第8号をもって市長あて提出させること。
 - (2) 市長は、解嘱が決定した推進員あてに、様式第9号による解嘱状を交付するものとする。
 - (3) 解嘱された推進員は、委嘱状及び食品衛生推進員の証を市長あて返納しなければならない。

第11条 定数

推進員の定数は、特にこれを定めない。

第12条 推進員会議の開催

市は、推進員が活動するために必要な知識、技術等の習得に係る講習及び推進員との意見交換に資するため、次のとおり会議を開催し、推進員の育成に努めるものとする。

(1) 主催 さいたま市（食品・医薬品安全課）

(2) 会議内容

ア 講習

(ア) 推進員制度に関する事

(イ) 食品衛生法規等に関する事

(ウ) 自主管理に関する技術的情報に関する事

(エ) 食品衛生に関する基礎知識及び最新情報に関する事

(オ) その他、推進員としての活動を行うために必要な事項に関する事

イ 意見交換

(ア) 推進員からの活動報告について

(イ) 推進員からの地域の食品衛生の向上及び自主衛生管理に関する意見について

(ウ) その他必要な事項について

第13条 食品衛生推進員の証の携帯

推進員は、推進員として活動する際には、その身分を表す食品衛生推進員の証を携帯し、関係者からの求めに応じ提示するものとする。

第14条 活動費

推進員には、活動費は支払わないものとする。

第15条 報告

推進員は、市長（食品・医薬品安全課）の求めに応じ、様式第10号による活動報告書を提出するものとする。

第16条 その他

この要綱に定めるもののほか、推進員に関して必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年1月4日から施行する。